

ウェルビーイング・ロゲイニング事業企画運営業務委託 仕様書

1 業務の名称

ウェルビーイング・ロゲイニング事業企画運営業務

2 業務の目的

富山県（以下「県」という。）では、「ウェルビーイング（well-being）^{※1}」を富山県成長戦略（令和4年2月策定）の中核に据え、県民一人ひとりのウェルビーイング向上のための各種取組みを進めている。

本業務は、県が実施した県民意識調査に基づく「富山県ウェルビーイング指標」の動向を踏まえ、特に、10～20代の若年世代の「生きがい・希望実感」や「地域とのつながり実感」を高め、ウェルビーイング向上に寄与するため、次の①～④の要素を取り込んだ「ロゲイニング」のイベントの企画・運営、ウェルビーイング向上効果等の広報を行うことを目的とする。

- ①様々なチャレンジや経験を通じて、将来に期待や楽しみを持つことができること
- ②地域の中で、明るく前向きな気持ちを感じられること
- ③世代間など多様な人との交流が活発化し、相互理解やインクルーシブが広がること
- ④地域や富山県とのつながりを感じ、誇りや愛着を更に高めること

※1 ウェルビーイング（well-being）：心も身体も社会的にも満たされた状態、実感としての幸せなどを表す。

※2 ロゲイニング：数名でチームを編成、一定の範囲内の地域にチェックポイントを配置し、それを徒歩等で回り見つける、ミッション等をこなすことで得点を重ね、獲得した点などで競うもの。

3 委託業務の期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）とする。

4 業務の内容

上記の目的を達成するため、受託者は次の業務を行うものとする。

（1）ロゲイニングイベントの企画

① テーマ別ロゲイニングの企画

ア 対象

20代以下の若年世代を主要な対象とする。ただし、他年齢層の参加を妨げるものではなく、テーマに応じて柔軟に対応すること。

イ 開催場所・時期

富山県内とし、時期を含め、県との協議に基づき決定する。ただし、対象者や企画内容を踏まえ、参加・運営しやすい時期に設定するなど工夫するとともに、他のロゲイニング大会、類似イベント等と開催場所・時期等が重複しないよう留意すること。

ウ 開催回数

3回以上とする。

エ 参加人数

1回あたり100人以上の参加を目標とする。

オ テーマ

「富山県ウェルビーイング指標」の動向^{※3}及び「施策設計図」（別添）を踏まえ、テーマを設定するものとする。

なお、開催ごとにそれぞれ異なるテーマを設定すること。

テーマ例は次のとおり。ただし、これらに限ることなく、若者世代のウェルビーイング向上の観点を踏まえ、自由に企画提案すること。（※最終的には県との協議に基づきテーマを決定する。）

＜参考：テーマ例＞

- ・ 異世代交流（若者、子どもと高齢者等その他世代の交流を促すもの）
- ・ 地域の魅力発見（地域の名所や歴史、特産品等に触れるもの）
- ・ 企業の魅力発見（就職期にある者を対象として、県内企業等を巡るもの）
- ・ 職場内外のつながり創出（職場内のつながりや、新入社員など若手社員の所属企業等を越えた横のつながりを生み出すもの）
- ・ 多文化共生（県内在住の外国人との交流、相互理解を促すもの）

このほか、防災、公共交通、福祉、ボランティア、まちづくりなど社会課題解決の視点・要素を取り入れる、組み合わせるなど企画を工夫することも可能。

※3 富山県ウェルビーイング指標（令和5年1月公表）

<https://www.pref.toyama.jp/100224/toyama-wellbeing-indicator.html>

指標の動向は、ウェルビーイング県民意識調査結果を参照

令和4年度 https://www.pref.toyama.jp/100224/220131wellbeing_chosa.html

令和5年度 https://www.pref.toyama.jp/100224/r5wellbeing_chosa.html

② 県内外の高校生等を対象としたロゲイニング大会の企画

ア 対象

富山県内外の高校生を主要な対象とする。ただし、他年齢層の参加を妨げるものではなく、テーマに応じて柔軟に対応すること。

イ 開催場所・時期

富山県内とし、時期を含め、県との協議に基づき決定する。ただし、対象者や企画内容を踏まえ、参加・運営しやすい時期に設定するなど工夫するとともに、他のロゲイニング大会、類似イベント等と開催場所・時期等が重複しないよう留意すること。

ウ 開催回数

1回とする。

エ 参加人数

500人程度の参加を目標とする。

オ テーマ

富山県の自然、文化、歴史、食等の魅力に触れ、県内参加者には、愛着や誇りなどのつながり醸成、県外参加者には、富山県とのつながり創出（関係人口の増）に資するテーマを設定するものとする。（※テーマは企画提案を踏まえ、最終的には県との協議に基づいて決定する。）

③ ①②の企画にあたっての留意事項

- ・ ロゲイニングの企画書、業務計画表を作成、県に提出し事前に承認を得ること。
- ・ 開催に必要な地域住民、団体、企業・事業者等との調整を行うとともに、必要に応じた許認可等の一切の手続きを行うこと。
- ・ 参加者の健康、安全確保に十分配慮すること。
- ・ 参加者同士の交流、参加意欲の増進、やりがい向上等を意識して企画内容を工夫すること。
- ・ 獲得した得点に応じ、上位入賞者に対する賞品贈呈を行うなど、競技意欲の向上に繋がる工夫も行うこと。

（２）ロゲイニングマップ企画・制作

- ① ロゲイニングの開催に必要な地図（ロゲイニングマップ）を制作すること。
- ② 「富山県ウェルビーイング指標」の説明等ウェルビーイングの説明も含めること
- ③ 参加者数に応じて必要部数を印刷すること。
- ④ スマートフォンアプリの活用等、デジタル化を図る場合は、提案に基づき、県と協議のうえその仕様を決定するものとする。

（３）参加者募集・受付・管理

- ① 参加者募集（関係機関への説明、協力依頼等を含む）・事前受付、参加者・関係者の管理業務を行うこと。
- ② 参加者（関係者含む。）全員分の賠償責任保険に加入すること。
- ③ 個人情報の取扱いにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、その管理・保護のため十分注意すること。

（４）イベント運営

- ① 参加者当日受付、緊急時対応、得点管理・集計など当日の本部運営全般のほか、開催に必要な準備を行うこと。
- ② イベント開催中の参加者の動向を把握できるよう手段を工夫・提案すること。
- ③ 負傷者、傷病者等の発生に備え、参加者との緊急時連絡手段の確保、対応方法に係る情報共有を予め行うほか、実際に発生した場合は必要な処置を速やかに講ずること。
- ④ 開催に必要な機材、物品、賞品、その他必要な消耗品等を用意すること。
- ⑤ 写真又は映像等により記録を取ること。

(5) ウェルビーイング調査の実施

- ① 富山県ウェルビーイング指標等に基づく参加者の状態把握及び効果測定（参加者の意識の変化のほか、歩数等データ計測を含む。）のための調査を行うこと。（回収、集計等含む。）
- ② ログイニングの内容・今後の展開等に関するアンケートも併せて行うこと。

(6) ウェルビーイング・ログイニングに関する広報の実施

- ① ログイニングイベントの周知、募集のため、ウェブ広告や SNS 広告、その他広報物による広報を実施すること。（ターゲット層を意識し効果的な展開を図ること。）
- ② ログイニングによるウェルビーイング向上効果（ログイニングイベントの開催結果報告含む。）に関する広報を実施すること。
- ③ コンテンツの企画・構成、広報手法や媒体、その組み合わせ方法、時期、回数等は提案に基づき、県と協議のうえ決定するものとする。

(7) その他

- ① 本業務の全体進行管理を行うこと。
- ② 本仕様書に定める内容以上の企画、運用などが可能であれば、積極的に提案しながら進めること。
- ③ 周知、募集、運営等にあたり、教育機関との連携に努めること。
- ④ イベントの開催、広報等にあたっては、富山県ウェルビーイング指標のほか、ウェルビーイングと関連付けて行うよう工夫すること。
- ⑤ ログイニングの企画、イベント運営、広報等に高校生や大学生等の若者アイデア・意見を取り入れるなど若者が参画できる仕掛けを設けること。
- ⑥ 令和5年12月にウェルビーイング向上効果実証のためのログイニング大会を県において開催している。その参加者アンケート結果^{*4}を十分踏まえ、効果的な企画となるよう努めること。

※4 <https://www.pref.toyama.jp/100224/20231216wellbeingrogaining.html>
を参照

7 納入物品

- (1) 業務完了・実績報告書（紙・電子媒体 各1部）
- (2) イベントで撮影した写真、本業務で制作した印刷物等
- (3) その他、富山県が必要と認めた資料

8 その他留意事項

- (1) 本業務に伴い取得した個人情報を本事業以外に利用しないこと。個人情報の取扱いにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 参加者との間に発生したトラブルに対して、責任をもって対処すること。
- (3) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県が保有するものとする。

- (4) 成果物については、原則として富山県が複製し、若しくは翻訳、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。ただし、制作の都合上止むを得ず、著作権を富山県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に富山県成長戦略室ウェルビーイング推進課に申し入れを行い、了解を得ること。富山県に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、県と協議すること。
- (5) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (6) 業務完了するまでの過程において、緊密に状況を報告すること。
- (7) 受託者は本業務を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (8) 受託者が本業務の履行に要する一切の経費は、契約金額に含むものとする。
- (9) 受託者は、本業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の書面による承認を受けたときは、この限りでない。
- (10) この仕様書に定めのない項目については、受託者と富山県が必要に応じて協議するものとする。
- (11) この本業務に係る会計関係書類については、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。